

# 茨城県農業機械士技能認定要領

## 第1 総 則

県が実施する農業機械士技能検定試験（以下「検定試験」という。）及び農業機械士の認定手続き等は、この要領に定める。

## 第2 農業機械士の定義

農業機械士は、農業機械の利用組織等におけるオペレーター又は受託者として活動するために必要な専門的知識及び技能を修得した者として県知事が認定した者で、農業機械の効果的で安全な利用の実践者としてその技能を活用する。

## 第3 技能検定員

知事は、農業大学校の職員のうちから適当な者を技能検定員として指名し、農業大学校において検定試験を実施する。

## 第4 受験資格

検定試験を受験することができる者は、年齢が満18歳以上の者で、農業大学校で実施する農業機械士技能認定研修を修了し（修了見込者を含む。）、かつ大型特殊自動車運転免許の取得者とする。ただし、大型特殊自動車運転免許未取得の者については、1年以内の取得猶予を認める。

## 第5 申込み方法

- 1 検定試験を受験しようとする者は、農業大学校長あてに研修申込書を提出し、農業大学校は申込書を取りまとめて知事あてに報告する。
- 2 研修の期日及び申込み方法については、年度当初の農業大学校の研修実施計画において公表する。

## 第6 試験方法

### 1 試験の科目

試験科目	試験項目
学 科	1 農業機械の構造・機能と取扱いに関する事項 2 農業機械の点検整備と故障診断に関する事項 3 農業機械の簡易な修理に関する事項 4 農業機械の効率利用に関する事項 5 農業機械の作業安全に関する事項
実 技	1 農業機械の運転操作と取扱い作業 2 農業機械の点検整備・故障診断 3 農業機械の簡易な修理 4 農業機械の作業安全

## 2 試験の所要時間

学科試験は1.5時間、実技試験には1.5～2時間を標準とする。

## 3 採点法と合格点

学科試験は100点満点とし、それぞれの試験項目の配点の20%以上を得点し、かつ全得点の合計が70点以上を合格とする。

実技試験については減点法で採点し、それぞれの試験項目の減点限度を超えない場合で、かつ全減点の合計が30点以下を合格とする。

## 第7 試験科目の免除

検定試験において、学科試験、または実技試験のいずれかに合格した者が再受験する場合、次回の検定試験に限り、既に合格した試験科目を免除する。

## 第8 認定手続き等

技能検定員は、試験結果を取りまとめ知事あて報告する。知事は、報告を受け合格点を有する者を農業機械士として認定し、別紙の認定証を交付する。

## 附則

平成28年3月17日 一部改正し、平成28年4月1日 改正施行する。

平成31年2月8日 一部改正し、平成31年4月1日 改正施行する。

(別紙)

第 号

# 農業機械士認定証

( 氏 名 )

( 生 年 月 日 ) 生

茨城県農業機械士技能  
認定要領に基づき農業機  
械士として認定する

(認定年月日)

茨城県知事 ○○ ○○